

～まちづくりに皆さんの声を～
都市計画法第 34 条第 12 号（市街化調整区域における
開発許可等の基準）に基づく指定区域（案）の
パブリックコメントを実施します



2025 年 3 月 7 日
郡山市都市構想部
都市政策課
課長 石橋 智之

ターゲット 11-a TEL：924-2328

SDGs ターゲット 11-a「都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する」

都市計画法第 34 条第 12 号（市街化調整区域における開発許可等の基準）に基づく区域指定に当たり、市民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメント手続きを実施します。

- 1 策定する計画 都市計画法第 34 条第 12 号（市街化調整区域における開発許可等の基準）に基づく指定区域（案）
- 2 計画案の内容 次の方法等で御覧いただけます。
 - (1) 市ウェブサイト
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/130/83231.html>
 - (2) 都市政策課（市役所本庁舎 3 階）及び市政情報センター（市役所本庁舎 1 階）での閲覧・配布
 - (3) 各行政センター、各市民サービスセンターでの閲覧
- 3 受付期間 令和 7 年 3 月 10 日（月）～4 月 9 日（水）
※市政に関心のある方どなたでも提案いただけます。
- 4 提案方法 所定の様式、又は任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提案してください。（電話による受付はいたしません。）
 - (1) 郡山市オンライン申請サービス
<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/bbdf2ca4-4413-422e-bbd2-2f33e2ed979a/start>
 - (2) 電子メール tosiseisaku@city.koriyama.lg.jp
 - (3) ファックス [024-938-2720](tel:024-938-2720)
 - (4) 郵送（送付先：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市都市政策課宛）※ 4 月 9 日（水）必着
 - (5) 郡山市都市政策課（市役所本庁舎 3 階）へ持参
※平日のみ（受付時間 8：30～17：15）
- 5 その他 提案いただいた御意見には、個別の回答は行わず、市の考え方を示し別途公表いたします。また、提案いただいた御意見の集約結果の公表に当たっては、御意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。



市ウェブサイトへアクセス
できます。



オンライン申請サービスに
アクセスできます。

<都市計画法第 34 条第 12 号（市街化調整区域における開発許可等の基準）に基づく指定区域（案）>
郡山市では、無秩序な市街地拡大を抑制するとともに、郡山市都市計画マスタープランに位置づけた土地利用方針に基づき、良好な居住環境等を創出し、既存集落の維持・活性化を図るため、一戸建て住宅等の建築を可能とする「郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」（以下「条例」という。）の制定を目指しております。

この度、条例で定める指定区域の案を作成しましたので、広く市民に周知し、指定区域の案に対する意見をいただく「郡山市民の意見公募に関する手続き（パブリックコメント手続き）」を実施します。